



平成 27 年 3 月 20 日

各 位

会 社 名 アンジェス MG 株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 英
(コード番号 4563 東証マザーズ)
問合せ先 経営企画部長 米尾 哲治
電話番号 03-5730-2641

株式発行プログラム設定契約締結 及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 20 日開催の当社取締役会決議により EVO FUND（以下「割当予定先」といいます。）との間で、以下の内容を含む株式発行プログラム設定契約（以下「株式発行プログラム設定契約」といいます。）を締結することについて決定いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、本日開催の取締役会決議により、平成 27 年 3 月 20 日に、上記契約により設定された株式発行プログラム（以下「本プログラム」といいます。）に基づき、割当予定先に対する第三者割当による新株式の発行に関し、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

記

I. 株式発行プログラム

1. 本プログラムの内容

本プログラムは、割当予定先との間で株式発行プログラム設定契約を締結することにより、当社が、平成 27 年 3 月 20 日から平成 27 年 7 月 31 日までの約 4 ヶ月の期間、総計 10,000,000 株を上限として、割当予定先に対する第三者割当により当社普通株式を発行することを可能とするものです。

本プログラムのもとで、割当予定先は、本プログラムに基づき当社普通株式の割当がなされた場合、これを引き受ける意向を有している旨を表明しております。もっとも、第 2 回割当以降の各回の割当が実行されるかどうかは、当該割当に関して割当制限事由（以下の表の直後の段落で定義されます。）が存在するかどうかにより左右されます。すなわち、当該割当に関して割当制限事由が存在する場合は、当社は、当該割当に係る割当決議を行わず、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

本プログラムにおける割当可能な当社普通株式の総数は最大で 10,000,000 株となっており、第 1 回割当から第 6 回割当までの合計 6 回の割当により発行されます。各回の割当に係る割当決議日、払込期日及び割当数量は、本プログラム導入に係る平成 27 年 3 月 20 日開催の当社取締役会決議により、以下の表に記載のとおり定められており、第 2 回割当以降の各回の割当については、以下の表に記載される各回の割当に係る割当決議日に開催される当社取締役会決議又はこれに代わる書面決議（以下「割当決議」といいます。）によって、当該割当の発行条件が確定し、当該割当に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、当社と割当予定先との間で当該割当に係る第三者割当て契約が締結されます。

	割当決議日	払込期日	割当数量
第 1 回割当	平成 27 年 3 月 20 日	平成 27 年 4 月 6 日	1,250,000 株

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

第2回割当	平成27年4月7日	平成27年4月23日	1,750,000株
第3回割当	平成27年4月24日	平成27年5月11日	1,750,000株
第4回割当	平成27年5月12日	平成27年5月28日	1,750,000株
第5回割当	平成27年5月29日	平成27年6月15日	1,750,000株
第6回割当	平成27年6月16日	平成27年7月2日	1,750,000株

ただし、第2回割当以降の各回の割当については、当該割当に係る割当決議日において、直近の監査済財務諸表の期末日以降に当社及びその企業集団の財政状態、経営成績等に重大な悪影響をもたらす開示されていない事態が発生した場合、本プログラムに基づく当社普通株式の発行に重大な影響を与える可能性のある当社又はその子会社を当事者とする訴訟等の手続きが進行している場合、金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実等の公表されていない事実又は事態であつて、それらが公表された場合には当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が存在する場合等の一定の場合（以下「割当制限事由」といいます。）には、当社は、当該割当に係る割当決議を行わず、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

また、当社の選択により、第2回割当以降の各回の割当については、当該割当に係る割当決議日（同日を含まない。）の3取引日前の日までに割当予定先に対して通知を行うことにより、当該割当を行わないことができます。かかる場合には、当社は、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

さらに、第2回割当以降の各回の割当については、当社と割当予定先との間の合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、当該割当についての有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。ただし、かかる変更後の割当決議日は、平成27年7月31日より後の日となることはありません。なお、本プログラムに基づき6回を超える回数の割当がなされることはなく、また、各回の割当における割当数量が変更されることもありません。

2. 本プログラム導入の理由等

(1) 本プログラムによる資金調達の目的

本プログラムに基づく資金調達の目的は、下記Ⅱ. 2. 「募集の目的及び理由」に記載のとおり、(i) NF- κ B デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに (ii) NF- κ B デコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及びその準備費用に必要と見込まれる費用を調達することにあります。

なお、当社は、平成26年3月に当社普通株式の第三者割当増資（以下「平成26年3月当社普通株式第三者割当増資」といいます。）を行い、差引手取額約490百万円の資金調達を行っております。平成26年3月当社普通株式第三者割当増資は当社がこれまでムコ多糖症Ⅵ型治療薬「ナグラザイム®」の開発及び販売を通じて蓄積してきた、難病及び希少疾患を対象としたオーファンドラッグ（希少疾患用医薬品）を自社で開発・販売する基盤を活用し、海外で既に開発・販売されているオーファンドラッグを国内に導入するための費用の一部を調達することを目的とするものであります。また、当社は、平成25年5月に行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当（以下「平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当」といいます。）及び平成26年7月にライツ・オフエリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当）（以下「平成26年7月新株予約権無償割当」といいます。）を行い、差引手取金額約1,989百万円及び約5,945百万円の資金調達をそれぞれ行っております。平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当及び平成26年7月新株予約権無償割当は、HGF（Hepatocyte Growth Factor、肝細胞増殖因子）遺伝子治療薬（DNA プラスミド製剤）の重症虚血肢を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するために必要と見込まれる費用及び国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部（研究開発関連費用及び本社機能運営費用等）を調達することを目的とするものであります。いずれも本プログラムに基づく資金調達の目的とは異なります。

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

(2) 本プログラムによる資金調達方法を選択した理由

当社が、本プログラムによる資金調達方法を選択した理由は、以下のとおりです。

今回の資金調達は、NF-κB デコイオリゴの開発を推進することを目的とするものです。当社にとって、NF-κB デコイオリゴの開発は、HGF 遺伝子治療薬の開発に比肩する重要なプロジェクトであります。当社は、NF-κB デコイオリゴの開発は、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えております。

当社は、平成 26 年 10 月頃から今回の資金調達の検討を開始いたしました。資金調達方法の選択肢としては、まず、金融機関からの借入れが考えうるところです。しかしながら、金融機関からの借入による資金調達を行うと、負債が増加し金利の定期的な支払いが必要となるため、当社の財務の健全性を害することになり、また、当社の現在の財務状況等では融資を引き受けてもらえる金融機関を見つけることは困難でした。そのため、当社は、金融機関からの借入を資金調達の選択肢とすることはできませんでした。

そこで、財務の健全性を維持しながら、資金調達を実現し、もって NF-κB デコイオリゴの開発を推進していくためには、当社としては、資本市場からの資金調達、つまり、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を考えざるをえませんでした。

エクイティ・ファイナンスによる資金調達としては、本プログラムによる当社普通株式の第三者割当以外にも、当社普通株式の公募増資、転換社債型新株予約権付社債の発行、株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行、及び新株予約権の発行が選択肢としてはありえるところではあります。

しかしながら、まず、転換社債型新株予約権付社債については、株価の下落時にはその行使が進まず、期待していた資金調達が実現できず、また、行使が進まなければ、負債であるため、金利の定期的な支払いが必要となるため、当社としては、かかる金利の支払いが必要となり、当社の財務の健全性を害し、また、最終的には元本の弁済が必要となりますが、現在の当社の財務状況に照らすと予定された満期までに元本の弁済を行うことは困難です。また、実際にも証券会社や投資家候補者から転換社債型新株予約権付社債の発行の提案を受けることはありませんでした。そのため、当社としては、転換社債型新株予約権付社債の発行は現実的な資金調達の選択肢とはなりえませんでした。

次に、MSCB は、それに付された新株予約権の行使により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという性質を有しているため、転換が実際に行われるまで交付される株式総数が確定しないため、希薄化の割合が大きく変化し、株価に対する直接的な影響が大きいという、既存株主に大きな影響を与えるというデメリットがあります。いくつかの投資家候補者から MSCB の発行の提案を受けましたが、このようなデメリットがあるため、当社としては、MSCB の発行は資金調達の選択肢から外しました。

他方、新株予約権による資金調達については、新株予約権の行使により発行される株式数は当初から一定で変化しないため、上記の MSCB のデメリットを回避することはできます。そのため、当社は、過去において、かかるデメリットが回避できる点を重視し、新株予約権の発行を行いました。しかしながら、新株予約権による資金調達においては、発行者サイドで投資家による行使を強制することはできず、資金調達の完了までにある程度の期間を要し、さらに、株価の下落時にはその行使が進まず、期待していた資金調達が実現できないというデメリットがあります。当社は、近時において、平成 25 年 5 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当及び平成 25 年 10 月行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当（以下「平成 25 年 10 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当」といいます。）による新株予約権の発行を行っておりますが、いずれも想定する資金調達は実現できませんでした（具体的には、平成 25 年 5 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当では、想定資金調達額は約 5,083 百万円でしたが、実際の資金調達額は約 1,989 百万円にとどまり、平成 25 年 10 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当では、想定資金調達額は約 4,128 百万円でありましたが、実際には資金調達は一切できませんでした。）。上記のとおり、この度の資金調達は、当社にとって、重要なプロジェクトである NF-κB デコイオリゴの開発を推進することを目的としたものであり、当社としては、是非ともできるだけ確実にかつ短期間で当該開発に必要な資金を調達したいという意向を強く有しておりました。いくつかの証券会社や投資家候補者からは新株予約権の発行の提案を受けたものの、新株予約権については、上記

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

の資金調達の不確実性というデメリットがあるため、当社としては、新株予約権の発行を資金調達の選択肢から外しました。

上記のとおり、当社にとって、NF-κB デコイオリゴの開発は、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がる重要なプロジェクトであり、これをできる限り確実に推進するためには、短期で資金調達を確実に実現することが非常に重要な要素となります。短期での資金調達の確実性に重点を置いた結果、当社としては、当社普通株式の発行による資金調達方法をこの度の資金調達の中心の方策として検討してまいりました。この点、短期での資金調達の確実性を重視すると、1回の株式発行で必要とされる額の資金調達を実現することができる公募増資を行うことも考えられるところです。しかしながら、公募増資は、株式の希薄化が一時に生じるというデメリットに加えて、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行ってくれる証券会社を見つけることは困難と考えられ、実際にもかかる提案を証券会社からは受けておりません。

このような中で、割当予定先から本プログラムに基づく当社普通株式の第三者割当による資金調達の提案を受けました。なお、当社は、割当予定先以外の証券会社あるいは投資家候補者からは、当社普通株式の発行による資金調達の具体的な提案は受けておりません。

本プログラムの内容については、割当予定先と当社との間の真摯な協議を通じて決定されました。具体的には、10,000,000株の当社普通株式の割当可能株数枠は、希薄化の規模や既存株主への影響度を勘案しながら、当社の現在の株価水準を前提とした場合に、下記Ⅱ.3.(2)「調達する資金の具体的な使途」に記載した、(i) NF-κB デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに(ii) NF-κB デコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及びその準備費用に必要と見込まれる費用の額である2,955百万円を調達することを可能とするために適切な株式数として、当社の要望に基づき設定されました。また、短期的な資金調達の確実性という観点からは、この度の資金調達については、できる限り短い期間でかつ少ない回数の当社普通株式の発行で想定資金調達額の調達を実現できることが、当社にとっては望ましいといえます。他方、下記Ⅰ.6.「割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、本プログラムを通じて発行される当社普通株式の保有方針については短期保有目的であり、割当予定先は取得した当社普通株式を市場等で売却することを前提としているとのことです。そのため、割当予定先としては、1回の割当で保有することになる当社普通株式の数は、当社の株価にできる限り影響を与えず、無理なく市場等を通じて売却することができる数量であることが必要であるとのことでした。そこで、割当予定先と当社とは、その協議を通じて、現在の当社普通株式の流動性等を勘案し、比較的短期間の約4ヶ月という期間で資金調達を完了させる代わりに、割当予定先の要望を反映して6回に分割して割当を行うことを決定いたしました。また、本プログラムによる資金調達よりも好条件での資金調達手法が確保できる場合には、当該資金調達手法を採用できるようにするための当社の自由度を確保する観点から、第2回割当以降の各回の割当については、当該割当に係る割当決議日(同日を含まない。)の3取引日前の日までに割当予定先に対して通知を行うことにより、当該割当を行わないことができるという仕組みを定めております。

3. 本プログラムの概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 対象株式 | 当社普通株式 |
| (2) 対象株式数 | 最大10,000,000株 |
| (3) 対象期間 | 平成27年3月20日から平成27年7月31日まで |
| (4) 発行価額 | 各割当に係る割当決議時における時価の92%(小数点以下四捨五入) |
| (5) 割当数量 | 第1回割当:1,250,000株
第2回割当から第6回割当まで:各1,750,000株 |
| (6) 割当予定先 | EVO FUND |

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

- ※ 各割当に係る割当決議時における時価とは、当該割当に係る割当決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）をいいます。
- ※ 各割当に係る割当決議日において割当制限事由が存在する場合には、当社は当該割当に係る割当決議を行うことはできません。また、当社が、各割当に係る割当決議日（同日を含まない。）の3取引日前の日までに割当予定先に当該割当を行わないことを通知した場合には、当社は当該割当に係る割当決議を行いません。

4. 割当予定先の概要

(1)	名称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(2)	所在地	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands	
(3)	設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(4)	組成目的	投資目的	
(5)	組成日	2006年（平成18年）12月	
(6)	出資の総額	払込資本金：1米ドル 純資産：約93.5百万米ドル	
(7)	出資者・出資比率 ・出資者の概要	払込資本金：EVO Feeder Fund 100% 純資産：自己資本 100%	
(8)	代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チザム	
(9)	国内代理人の概要	該当事項はありません。	
(10)	当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
		当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
		当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成27年3月20日現在におけるものです。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先、その役員及び主たる出資者が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。割当予定先の主たる出資者につきましては EVO Feeder Fund からも確認書を受領いたしました。また、当社においても独自に専門の調査機関である株式会社 J P リサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目7番12号）に調査を依頼し、割当予定先が反社会的勢力等に該当しないことを確認しており、割当予定先、その役員及び主たる出資者が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

5. 割当予定先を選定した理由

当社としては様々な資金調達先を検討してまいりましたが、当社と割当予定先とのあっせんを行う EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ダニエル・シャイアマン）より提案を受けた本プログラムによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、比較的短期間で確実に資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。なお、当社と割当予定先とのあっせんを行う EVOLUTION JAPAN 証

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

券株式会社から本プログラムの提案を受けた経緯としましては、当社が、平成26年8月に、日本国内におけるアトピー性皮膚炎を対象としたNF-κBデコイオリゴの開発戦略を見直し、その後、軟膏製剤による第Ⅲ相臨床試験について試験計画を策定していた平成26年10月頃、当社開示情報、新聞等の報道、アナリストレポート等の公開情報により当社に資金需要があることを知ったEVOLUTION JAPAN証券株式会社の担当者が当社を訪問してまいりました。その際に、当社からNF-κBデコイオリゴのアトピー性皮膚炎領域を含む当社の開発パイプラインについて説明をいたしました。さらに、平成26年12月に、当社が米国ロス・アンジェルスで行ったIRロードショーの出席者とEVOLUTION JAPAN証券株式会社の関係会社であるEVO FUNDの関係者が懇意にしていたことから、EVO FUNDが当社の開発パイプラインを知ることとなりました。なかでも、EVO FUNDは、臨床ステージが進んでいるNF-κBデコイオリゴのアトピー性皮膚炎領域と平成26年12月に米国での開発に戦略を改定したNF-κBデコイオリゴの椎間板性腰痛症領域について関心を持ち、EVOLUTION JAPAN証券株式会社を通じて、かかる関心を当社に対して示しました。そのうえで、EVOLUTION JAPAN証券株式会社から、両方のプロジェクトの開発資金を賄うことが可能な本プログラムの紹介を受けました。

割当予定先は、ジェネラルパートナーであるEVO Investment Advisors Ltd. (2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ)とEVO Capital Management Asia Ltd. (Suites 511-512, One Int'l Finance Centre, 1 Harbour View Street, Central, Hong Kong 代表取締役 アンドリュー・フリード)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、EVO Feeder Fund (c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited, 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。割当予定先はアジア株を中心に運用を行うファンドであります。日本株の投資への投資実績といたしましては、平成19年6月に株式会社ヒューネット(現・株式会社RISE、JASDAQ8836)の新株予約権への投資を行ったほか、平成26年11月に株式会社ジオネクスト(JASDAQ3777)の新株予約権への投資を、平成26年12月に株式会社アルデプロ(東証二部8925)の新株予約権付社債及び新株予約権への投資をそれぞれ行っており、その他運用目的で多数の日本株への投資を行っております。なお、EVO Feeder Fundは資本金10,001,000米ドルの投資ファンドで主たる出資者は2名の英国人であります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド社(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)の100%子会社であり、同社はガーンジーに所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の100%子会社であります。割当予定先のジェネラルパートナーであるEVO Investment Advisors Ltd.は割当予定先の経営株式(マネージメント・シェア)1,000株を通じて議決権を全て保有すると同時にケイマン諸島に所在するタイガー・トラスト社(190 Elgin Ave., George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands 代表取締役 ベン・ベンソン)の100%子会社であります。

6. 割当予定先の保有方針

割当予定先は、市場動向に応じて適宜本株式を売却していく予定であるとのことです。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が発行日より2年以内に本株式の全部若しくは一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

なお、本株式の発行に伴い、割当予定先は当社株主より当社普通株式について借株を行い、ヘッジ目的で売付けを行う場合があります。ただし、各回の割当に関連するヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて各割当の発行価額に影響を与える売付けを行うことはありません。

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

割当予定先は、各回の割当により発行される当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。当社が割当予定先との間で締結する株式発行プログラム設定契約においては、割当予定先が各回の割当により発行される当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け（当該割当に係る割当決議の内容が公表されてからに限る。）以外の本件に関わる空売りを目的として当社普通株式の借株を行わない旨を定めます。

II. 第三者割当による新株式発行

1. 募集の概要

第1回割当（注1）

(1)	払込期日	平成27年4月6日
(2)	発行新株式数	普通株式1,250,000株
(3)	発行価額	1株あたり275円
(4)	調達資金の額	338,250,000円（注1）
(5)	募集方法	第三者割当の方法による。
(6)	割当予定先	EVO FUND
(7)	その他	上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式（以下「本株式（第1回割当）」という。）の引受けに係る第三者割当て契約を締結する予定です。

（注1） 資金調達の額は、本株式（第1回割当）の払込金額の総額から、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額の6分の1に相当する金額を差し引いた金額です。発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。また、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額は33,000,000円であり、その内訳は、候補先の属性調査（約2,400,000円）、弁護士費用（約12,000,000円）、信託銀行費用（約2,700,000円）、印刷会社費用（約3,600,000円）、登録免許税（約10,000,000円）、新株式上場費用（約2,300,000円）が含まれております。

第2回割当（注1）

(1)	割当決議日	平成27年4月7日（注2）
(2)	払込期日	平成27年4月23日（注2）
(3)	発行新株式数	普通株式1,750,000株
(4)	発行価額	未定（注3）
(5)	調達資金の額	未定
(6)	募集方法	第三者割当の方法による。
(7)	割当予定先	EVO FUND
(8)	その他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式（以下「本株式（第2回割当）」という。）の引受けに係る第三者割当て契約を締結する予定です。

（注1） 第2回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合、又は当社が、第2回割当に係る割当決議日（同日を含まない。）の3取引日前の日までに割当予定先に第2回割当を行わないことを通知した場合には、当社は、第2回割当に係る割当決議を行わず、その時点で第2回割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

(注2) 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、第2回割当に係る有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。

(注3) 発行価額は、本プログラムに基づき、平成27年4月6日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%（小数点以下四捨五入）とする予定です。

第3回割当（注1）

(1)	割 当 決 議 日	平成27年4月24日（注2）
(2)	払 込 期 日	平成27年5月11日（注2）
(3)	発 行 新 株 式 数	普通株式1,750,000株
(4)	発 行 価 額	未定（注3）
(5)	調 達 資 金 の 額	未定
(6)	募 集 方 法	第三者割当の方法による。
(7)	割 当 予 定 先	EVO FUND
(8)	その他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式（以下「本株式（第3回割当）」という。）の引受けに係る第三者割当て契約を締結する予定です。

(注1) 第3回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合、又は当社が、第3回割当に係る割当決議日（同日を含まない。）の3取引日前の日までに割当予定先に第3回割当を行わないことを通知した場合には、当社は、第3回割当に係る割当決議を行わず、その時点で第3回割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

(注2) 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、第3回割当に係る有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。

(注3) 発行価額は、本プログラムに基づき、平成27年4月23日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%（小数点以下四捨五入）とする予定です。

第4回割当（注1）

(1)	割 当 決 議 日	平成27年5月12日（注2）
(2)	払 込 期 日	平成27年5月28日（注2）
(3)	発 行 新 株 式 数	普通株式1,750,000株
(4)	発 行 価 額	未定（注3）
(5)	調 達 資 金 の 額	未定
(6)	募 集 方 法	第三者割当の方法による。
(7)	割 当 予 定 先	EVO FUND
(8)	その他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式（以下「本株式（第4回割当）」という。）の引受けに係る第三者割当て契約を締結する予定です。

(注1) 第4回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合、又は当社が、第4回割当に係る割当決議日（同日を含まない。）の3取引日前の日までに割当予定先に第4回割当を行わないことを通知した場合には、当社は、第4回割当に係る割当決議を行わず、その時点で第4回割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

- (注2) 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、第4回割当に係る有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。
- (注3) 発行価額は、本プログラムに基づき、平成27年5月11日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%（小数点以下四捨五入）とする予定です。

第5回割当（注1）

(1)	割 当 決 議 日	平成27年5月29日（注2）
(2)	払 込 期 日	平成27年6月15日（注2）
(3)	発 行 新 株 式 数	普通株式1,750,000株
(4)	発 行 価 額	未定（注3）
(5)	調 達 資 金 の 額	未定
(6)	募 集 方 法	第三者割当の方法による。
(7)	割 当 予 定 先	EVO FUND
(8)	その他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式（以下「本株式（第5回割当）」という。）の引受けに係る第三者割当て契約を締結する予定です。

- (注1) 第5回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合、又は当社が、第5回割当に係る割当決議日（同日を含まない。）の3取引日前の日までに割当予定先に第5回割当を行わないことを通知した場合には、当社は、第5回割当に係る割当決議を行わず、その時点で第5回割当に係る有価証券届出書を取り下げます。
- (注2) 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、第5回割当に係る有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。
- (注3) 発行価額は、本プログラムに基づき、平成27年5月28日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%（小数点以下四捨五入）とする予定です。

第6回割当（注1）

(1)	割 当 決 議 日	平成27年6月16日（注2）
(2)	払 込 期 日	平成27年7月2日（注2）
(3)	発 行 新 株 式 数	普通株式1,750,000株
(4)	発 行 価 額	未定（注3）
(5)	調 達 資 金 の 額	未定
(6)	募 集 方 法	第三者割当の方法による。
(7)	割 当 予 定 先	EVO FUND
(8)	その他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式（以下「本株式（第6回割当）」という。）の引受けに係る第三者割当て契約を締結する予定です。

- (注1) 第6回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合、又は当社が、第6回割当に係る割当決議日（同日を含まない。）の3取引日前の日までに割当予定先に第6回割当を行わないことを通知した場合には、当社は、第6回割当に係る割当決議を行わず、その時点で第6回割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

- (注2) 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、第6回割当に係る有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。
- (注3) 発行価額は、本プログラムに基づき、平成27年6月15日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%（小数点以下四捨五入）とする予定です。

本プログラムにおける一連の第三者割当（第1回割当ないし第6回割当）による本株式の発行は、上記I. 1. 「本プログラムの内容」に記載の株式発行プログラム設定契約に基づいて行われるものです。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記（資金調達の目的）に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。上記I. 2. (2)「本プログラムによる資金調達方法を選択した理由」に記載されるように、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、比較的短期間で確実に資金調達を実現するという観点から当社として最良の選択と判断し、本プログラムにより資金調達を行おうとするものであります。

（資金調達の目的）

① 当社の状況

当社は、HGF 遺伝子治療薬とNF- κ B デコイオリゴ核酸を中心に、主に次世代のバイオ医薬品の開発事業を推進する創薬系のバイオベンチャーです。医薬品の開発には通常、長い開発期間と多額の先行投資が必要となりますが、当社においては、HGF 遺伝子治療薬等の主力開発品が上市に至っておらず、開発への先行投資の段階にあるため赤字の計上が継続しております。そのため、現時点においては配当を実施しておりません。しかし、HGF 遺伝子治療薬やNF- κ B デコイオリゴ核酸を使用した医薬品、医療機器等の主要なプロジェクトの開発に成功し、上市に至った際には、販売からえられる収益によって業績が改善し、さらに利益が拡大することを見込んでおります。また、当社は、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、新薬の販売により利益が計上され分配可能額が生じるようになった場合には、当社の経営成績及び財政状態を勘案しながら配当を検討してまいります。

② NF- κ B について

NF- κ B デコイオリゴ核酸は、核酸合成機で作成される比較的短い人工核酸により遺伝子の働きを制御する医薬品「核酸医薬」の一種です。NF- κ B は、生体内で免疫・炎症反応を担う遺伝子群のスイッチとして働く「転写因子」です。遺伝子が発現する際、転写因子と呼ばれる蛋白質がゲノムの特定の配列領域に結合してスイッチが入りますが、デコイオリゴ核酸は、そのゲノム上の転写因子結合部分と同じ配列を含む短い核酸（DNA）を人工的に合成したものです。デコイとは元来「おとり」を意味する言葉で、デコイオリゴ核酸は細胞内においてゲノムの「おとり」として特定の転写因子と結合するため、その転写因子がゲノムに結合できず、結果としてその遺伝子の発現が抑制されます。このNF- κ B デコイオリゴ核酸による治療法は、1995年に大阪大学大学院の森下竜一博士（現 大阪大学大学院 医学研究科 臨床遺伝子治療学講座 教授）により発明されました。

当社では、転写因子NF- κ B に対する特異的な阻害剤「NF- κ B デコイオリゴ」を設計し、NF- κ B の活性化による過剰な免疫・炎症反応を原因とする疾患の新しい治療薬として研究開発してきました。NF- κ B デコイオリゴは、アトピー性皮膚炎、血管再狭窄（PTA バルーンカテーテルによる血管内治療後）、椎間板性腰痛症等での開発を進めていますが、関節リウマチ、変形性関節症、炎症性腸疾患、喘息等への適応も考えられます。

③ NF- κ B デコイオリゴの臨床開発の経緯

[アトピー性皮膚炎領域]

(a) これまでの臨床開発の経緯

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

アトピー性皮膚炎は、厚生労働省が実施した平成 25 年国民生活基礎調査によると約 130 万人の国内患者がいると報告されています。特に顔面の重症アトピー性皮膚炎に関しては皮膚刺激性や局所副作用等の安全性の観点から医療ニーズを満たした治療薬がなく、新しい治療法の開発が切望されている疾患領域です。

当社では、これまで、アトピー性皮膚炎領域に関し、平成 17 年 9 月から平成 18 年 5 月にかけて第Ⅰ相臨床試験、平成 18 年 10 月から平成 20 年 2 月にかけて第Ⅱ相臨床試験を行っております。この第Ⅱ相臨床試験の目的は、顔面に中等症以上の病変を有するアトピー性皮膚炎患者を対象とし、NF- κ B デコイオリゴ軟膏を塗布した時の有効性及び安全性を検討し、至適用量の検討を行うことで、NF- κ B デコイオリゴ軟膏の 3 つの用量群（低用量群、中用量群、高用量群）とプラセボ群を比較した二重盲検比較試験を行いました。

その結果、主要評価項目である「皮膚症状スコア」において、統計学的な有意差には至らなかったものの、NF- κ B デコイオリゴ軟膏の中用量群（以下「中用量群」といいます。）は、プラセボ群と比較して改善の傾向がみられました。また、副次的評価項目である「皮膚症状スコア」（上記主要評価項目より、プロトコールからの重要な違反例を除いた解析）及び「全般改善度」において、中用量群は、プラセボ群との間に統計学的に有意な差をもって改善がみられました。さらに、安全性については、副作用の発生頻度でプラセボ群と差はみられず、また問題となるような副作用は認められませんでした。

上記のことから、当社では、中用量群が臨床推奨用量と考えられ、第Ⅲ相臨床試験において検証する価値があること、また、安全性についても、問題となる事象が認められなかったことから、新たな治療薬の選択肢が求められている分野において、本剤の臨床的有用性は高いと考え、製造販売承認申請を行うためのデータを取得する目的で第Ⅲ相臨床試験への移行が妥当との結論に達しました。

(b) 提携先の決定

当社では、第Ⅱ相臨床試験終了後の平成 20 年 11 月に、平成 17 年 7 月から提携関係にあったアルフレッサ ファーマとの提携関係を解消した後、第Ⅲ相臨床試験開始に向けて新たな提携先を模索し交渉を継続しておりましたところ、平成 22 年 12 月に塩野義製薬株式会社（以下「塩野義製薬」といいます。）と共同開発及び全世界における独占的な販売権許諾に合意いたしました。この契約には、当社で従来から開発してきた軟膏製剤に加え、NF- κ B デコイオリゴの皮膚浸透性を改善する目的の新製剤の開発も含まれておりました。

(c) 開発戦略の変遷

当社では、軟膏剤については臨床的有用性が高く、第Ⅲ相臨床試験への移行が妥当であると判断した一方、適応がアトピー性皮膚炎の顔面病変に限られることから、より広範囲な適応を検討する目的で、皮膚透過性を向上させた NF- κ B デコイオリゴの新製剤の開発も行っていました。当社では開発戦略上、まずは新しい経皮製剤技術を導入した新製剤の開発を進め、軟膏剤の第Ⅲ相臨床試験の開始は保留しておりました。

平成 25 年 6 月から塩野義製薬との共同開発の下で新製剤を用いた第Ⅰ相臨床試験を開始し、安全性に問題ないことが確認されました。しかし、この試験データを詳細に分析した結果、第Ⅱ相臨床試験に進めるための基準には至らず、成功確率の高い製剤技術を検討する必要があるとの結論に至りました。これを受け、当社はアトピー性皮膚炎を対象とした NF- κ B デコイオリゴの開発方針の見直しを行い、また、塩野義製薬との合意の下で、今後の開発については当社が主体となっていくことを平成 26 年 5 月に決定しました。なお、塩野義製薬との提携は継続しています。

(d) 軟膏製剤での第Ⅲ相臨床試験実施の決定

当社では、アトピー性皮膚炎を対象とした NF- κ B デコイオリゴの開発戦略を見直した結果、軟膏製剤は、適応が顔面に限られる一方、開発ステージが進んでいることから早期製品化の可能性があることを考慮し、国内において第Ⅲ相臨床試験に移行することといたしました。当該第Ⅲ相臨床試験は平成 27 年 3 月 13 日に開始いたしました。当該第Ⅲ相臨床試験は、当該治療薬の有効性と安全性を確認し、国内で承認申請するためのデータを獲得するこ

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

とを目的としています。顔面に中等症以上の皮疹を有するアトピー性皮膚炎患者約 200 例を対象とし、試験期間は最初の被験者の投与開始から最後の被験者の観察期間終了まで約 1 年強となる予定です。かかる第Ⅲ相臨床試験の終了後、良好な結果が得られた場合には、国内で中等症以上の顔面のアトピー性皮膚炎を適応症として承認申請を行う予定です。なお、上市に至った際には、当社は販売提携先から売上高の一定の対価を受領することになり、当社の収益構造を改善する一因となることが期待されます。

[椎間板性腰痛症領域]

(a) これまでの開発の経緯

椎間板性腰痛症の国内患者数は、潜在的に非常に多いとされていますが、その数については全国規模調査が待たれるところです。ただし、椎間板障害の患者は潜在的に 200 万人以上がいると推定され、このうち実際に医療機関で受療している受療患者数は 43 万人（厚生労働省 平成 23 年患者調査による）との報告があり、その数は増加傾向にあります。

椎間板変性等が原因の腰痛症に対する治療法としては、消炎鎮痛剤等を用いる対症療法しかなく、椎間板変性の進行抑制や修復を促す根治的な治療薬の開発が望まれている疾患領域です。

当社では、椎間板性腰痛症領域に関し、非臨床試験により、椎間板細胞を用いた実験において NF- κ B デコイオリゴがこれらの病態因子の産生を抑制することを確認、さらに椎間板変性症モデル動物においての有効性を確認しておりました。

(b) 提携先の決定

当社は、平成 25 年 3 月に日本臓器製薬株式会社（以下「日本臓器製薬」といいます。）と椎間板性腰痛症を含む腰痛疾患を適応症とした日本における独占的な開発販売権許諾契約を締結いたしました。

(c) 開発戦略の変更

当該独占の開発販売権許諾契約の締結後は日本臓器製薬において、当該治療薬の前臨床試験の実施が進められましたが、平成 26 年 12 月に、日本臓器製薬における開発方針の見直しを受け、当社及び日本臓器製薬は当該独占の開発販売権許諾契約を解消することに合意いたしました。また、当社では NF- κ B デコイオリゴを用いた椎間板性腰痛症を含む腰痛疾患を適応症とした治療薬の開発戦略を改定することといたしました。

(d) 米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施の決定

当社は、米国では、椎間板性腰痛症の患者数が多く大きな市場規模が期待され、かつ本薬の治療に必要な手技に精通した医師が多いことや、標準的な治療方針に本薬のような椎間板変性を抑制する薬剤が一致することから、本薬の開発上のメリットが大きいと考え、米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を進めることといたしました。米食品医薬品局（FDA）から臨床試験開始許可を取得後、平成 28 年に第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を開始する予定です。また、当社は当該第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の終了後に、提携先を確保するためのライセンス活動を行うことを計画しております。提携先との間で、本薬の開発販売権等の権利を許諾する契約の締結に至った際には、当社は契約一時金、開発の進捗に伴うマイルストーン収入、さらに上市に至った場合にはロイヤリティを受領することになります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

本プログラムによって調達する資金の見込総額（差引手取概算額）

① 本プログラムによる新株式の払込金額の見込総額	2,750,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	33,000,000 円
③ 差引手取概算額	2,717,000,000 円

(注1) 上記①は第1回割当の発行価額を第2回割当から第6回割当にも適用した場合の見込額

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

であります。したがって、第2回割当から第6回割当の発行価額の確定によって本プログラムによる調達資金の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。

- (注2) 発行諸費用の概算額は、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額であります。
 (注3) 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方税は含まれておりません。
 (注4) 本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額は 33,000,000 円であり、その内訳は、候補先の属性調査 (約 2,400,000 円)、弁護士費用 (約 12,000,000 円)、信託銀行費用 (約 2,700,000 円)、印刷会社費用 (約 3,600,000 円)、登録免許税 (約 10,000,000 円)、新株式上場費用 (約 2,300,000 円) が含まれております。

第1回割当の調達する資金の額 (差引手取概算額)

① 本割当により発行される新株式の払込金額の総額	343,750,000 円
② 発行諸費用の概算額	5,500,000 円
③ 差引手取概算額	338,250,000 円

(注1) 発行諸費用の概算額は、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額の6分の1に相当する金額です。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本プログラムにより調達される手取金の用途につきましては、次のとおりの具体的な用途を予定しております。また、調達資金を具体的な用途に充当するまでの間は、銀行預金、短期有価証券 (元本割れのリスク、信用リスク及び流動性リスクを出来る限り回避する観点から、コマーシャル・ペーパーを想定しております。) 等にて管理することといたします。

(単位：百万円)

	平成27年 3月~12月	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	合計
1. アトピー性皮膚炎領域						
① CMC、非臨床試験、薬事費用 (注1)	1,003	243	36	26	40	1,348
② 第Ⅲ相臨床試験費用	670	118	67	—	—	855
アトピー性皮膚炎 開発費用計	1,673	361	103	26	40	2,203
2. 椎間板性腰痛症						
① CMC、非臨床試験、薬事費用 (注1)	214	100	7	6	11	338
② 第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験費用	—	100	204	110	—	414
椎間板性腰痛症 開発費用計	214	200	211	116	11	752
3. NF-κB デュオオリゴ 開発費用合計 (1 + 2)	1,887	561	314	142	51	2,955

(注1) CMC (Chemistry, Manufacturing and Control) とは、原薬及び製剤の、Chemistry (化学)・Manufacturing (製造)・Control (品質管理) のことをいいます。上記 CMC 費用には、原薬購入費、治験薬製造費、CMC 申請データ取得用製剤製造費、品質試験費用、スケールアップ検証製剤製造・出荷費用、PV (Process Validation) 費用 (Process Validation とは、設定パラメータ内で稼働する工程が、設定規格及び品質特性に適合した中間体及び原薬を製造するために効果的かつ再現性よく機能できることに関する文書による確証をいいます。)、検証用製剤製造費用、構造解析費用、物理化学的評価項目の測定費用、強制劣化試験費用、標準物質の調整費用、規格検討法の検討費用、分析法バリデーション費用及び治験薬安定性試験費用が含まれております。
 非臨床試験とは、ヒトを対象とした臨床試験の前に行われ、それ以降も継続的に行われる試験のことをいい、動物を使った試験及び細胞培養等の試験管内試験によって、薬の候補である化合物の有効性と安全性を調べます。上記非臨床試験費用には、薬効薬理試験、薬物動態試験、毒性試験が含まれます。

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

上記薬事費用には、アトピー性皮膚炎領域については日本国内での承認申請にかかる費用が含まれ、椎間板性腰痛症については米国における新薬臨床試験開始届に関するコンサルタント相談費用が含まれております。

- (注2) 上記表の記載は、本プログラム全体の用途について記載しております。本プログラムの詳細については、上記I. 1. 「本プログラムの内容」を参照してください。本プログラム全体で調達される手取金は、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額2,750,000,000円から、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額33,000,000円を差し引いた金額である2,717,000,000円を見込んでおります。なお、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額2,750,000,000円は、第1回割当の発行価額を第2回割当から第6回割当にも適用した場合の見込額です。実際には、第2回割当から第6回割当の発行価額は、当該割当に係る割当決議日の直前営業日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）に基づいて決定され、当該発行価額の確定によって本プログラムによる調達資金の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。

本プログラムに基づき調達した資金については、上記表中の各期間に生じる各費用につき、支弁時期の早いものから充当していく予定です。上記表中の各期間に生じる費用につき、本プログラムによる資金調達では賄うことができない場合には、アトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症を対象としたNF- κ Bデコイオリゴの開発を前進させるために、新規提携先確保による契約一時金の調達及び株式市場やマーケット状況を勘案しその他エクイティ・ファイナンスによる資金調達等の施策を講ずることにより随時その調達を検討してまいります。他方、本プログラムにより調達した資金が上記表中の各期間に生じる費用の額を上回る場合には、当該余剰資金については、HGF遺伝子治療薬の重症虚血肢を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するために必要と見込まれる費用及び国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部（研究開発関連費用及び本社機能運営費用等）に充当いたします。この点、当社は、平成26年9月から平成31年5月までに、かかる費用として11,890百万円が必要になると見込んでおりますが、かかる費用に充当するために、平成26年7月新株予約権無償割当により差引手取金額約5,945百万円の資金調達、及びそれ以前の平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当により発行した新株予約権の発行価額の払込み及びその一部行使により差引手取金額約1,989百万円の資金調達を実施しております（平成26年7月新株予約権無償割當時点での残額は1,735百万円）が、依然として、約4,210百万円が不足すると見込まれます。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記I. 2. (1) 「本プログラムによる資金調達の目的」記載のとおり、今回調達する資金は、(i) NF- κ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに(ii) NF- κ Bデコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第I/II相臨床試験の実施及びその準備費用に必要と見込まれる費用に充当するものです。当社は、このようなアトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症を対象とするNF- κ Bデコイオリゴの開発を推進することにより、当社の企業価値及び株式価値の向上を図っていくことを目指しており、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本株式の発行価額（払込金額）につきましては、当社株式の株価動向、株式市場動向、本プログラムに基づく各割当により発行される株式数等を勘案し、各割当に係る割当決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の92%（小数点以下四捨五入）に決定される予定です。

上記の発行価額の決定方法については、当社は割当予定先との間で、当社の業績動向や財務状況等を検討し、当社株式の流動性や近時の株価及びそれらの形成過程の分析等をも勘案しながら、真摯に協議交渉いたしました。その結果、当社といたしましては、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映しているものの、当社の業績動向、財務状況及び株価動向等

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

を前提とすると、割当予定先が本プログラムで保有することとなる当社株式の数量を前提に負担することになるリスクに一定程度の配慮をせざるをえず、また、アトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症を対象とするNF- κ Bデコイオリゴの開発を推進することは事業戦略上不可欠であるという資金調達必要性、及び現時点において当社普通株式の第三者割当による資金調達方法を提案しているのが割当予定先のみであることを念頭におくと、協議交渉の中で示された割当予定先からのディスカウントの要望を一定程度受け入れざるをえないものと判断し、上記の発行価額の決定方法といたしました。なお、かかる発行価額の算定は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」にも準拠しております。

こうした経緯に基づき、第1回割当の発行価額は、第1回割当に係る割当決議日の直前営業日（平成27年3月19日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の92%（小数点以下四捨五入）である1株275円といたしました。なお、当該直前営業日までの直近1ヶ月間の平均値終値は1株311.3円（ディスカウント率11.66%）、当該直前営業日までの直近3ヶ月間の平均値終値は1株333.3円（ディスカウント率17.48%）、当該直前営業日までの直近6ヶ月間の平均値終値は1株316.4円（ディスカウント率13.08%）です。以上により、当社は、第1回割当の発行価額は割当予定先に特に有利でないと判断いたしました。

当社監査役全員も、上記算定根拠による第1回割当の発行価額の決定においては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、また、本プログラムにおける一連の第三者割当増資の実施の必要性とともに、当社の業績動向や財務状況、現在の株式市場の状況及び当社の株価の推移状況、第1回割当により発行される株式数等を考慮すると、第1回割当における上記ディスカウントは適正であると判断され、さらに、日本証券業協会の指針も勘案されていることから、第1回割当における上記発行価額は割当予定先に特に有利でないと判断しております。

なお、第2回割当から第6回割当の発行価額の算定は第1回割当と同様の手法を用いることとしながらも、それぞれの発行条件の合理性について都度判断してまいります。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

上記Ⅰ. 1. 「本プログラムの内容」に記載のとおり、本プログラムに基づき新たに発行される当社普通株式の数は最大10,000,000株（議決権数100,000個）であり、平成26年12月31日現在の当社発行済株式総数53,544,361株及び議決権数535,407個に対して18.68%（議決権18.68%）の希薄化が生じます。

しかしながら、本プログラムによる資金調達により取得した資金を、上記Ⅱ. 3.（2）「調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することで、アトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症を対象とするNF- κ Bデコイオリゴの開発を推進し、その結果、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えており、本プログラムにおける一連の第三者割当増資による希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、当社の株式の出来高については、平成27年3月19日時点での1ヶ月の出来高は合計5,916千株、1日あたり平均295千株であるものの、3ヶ月の出来高は合計50,046千株、1日あたり平均862千株であり、また、6ヶ月の出来高は合計117,861千株、1日あたり平均990千株で推移してきております。そのため、当社の株式の近時の流動性に照らした場合、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

上記Ⅰ. 4. 「割当予定先の概要」をご参照ください。

（2）割当予定先を選定した理由

上記Ⅰ. 5. 「割当予定先を選定した理由」をご参照ください。

（3）割当予定先の保有方針

上記Ⅰ. 6. 「割当予定先の保有方針」をご参照ください。

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先から、割当予定先が資金を預託しているプライム・ブローカー各社による預り資産残高証明、割当予定先のファンド管理業務会社による割当予定先資産の貸借対照表、割当予定先の監査法人であるErnst & Young (Level 33, Ernst & Young Centre, World Square, 680 George Street, Sydney, NSW 2000 代表取締役 Tony Johnson) による平成25年12月31日時点の監査済み財務諸表を入手し、これらから、割当予定先が払込みに要する資金残高を確保していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本株式の発行に伴い、割当予定先は当社株主より当社普通株式について借株を行い、ヘッジ目的で売付けを行う場合があります。ただし、各回の割当に関連するヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて各割当の発行価額に影響を与える売付けを行うことはありません。

割当予定先は、各回の割当により発行される当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。当社が割当予定先との間で締結する株式発行プログラム設定契約においては、割当予定先が各回の割当により発行される当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け（当該割当に係る割当決議の内容が公表されてからに限る。）以外の本件に関わる空売りを目的として当社普通株式の借株を行わない旨を定めます。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成26年12月31日現在）	
株式会社SBI証券	3.90%
塩野義製薬株式会社	2.22%
フォレストフィールド1号投資事業有限責任組合	2.12%
日本証券金融株式会社	1.61%
松井証券株式会社	1.47%
森下 竜一	1.29%
BNY GCM LIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	0.98%
BNYM SA/NV FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNT E LSCB	0.91%
楽天証券株式会社	0.82%
マネックス証券株式会社	0.78%

(注1) 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(注2) 平成26年12月31日時点の株主名簿上の株式数により作成しております。

(注3) 割当予定先は、本株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明していないため、募集後の大株主及び持株比率を表示しておりません

8. 今後の見通し

今回の資金調達による平成27年3月期およびそれ以降の当社連結業績に与える影響は次のとおりです。今回の資金調達の目的であるアトピー性皮膚炎、および椎間板性腰痛症を対象としたNF- κ Bデコイオリゴ治療薬の臨床開発を進めることで、これに伴う費用が発生いたしますが、調達資金を充当してまいります。開発を進めることで、アトピー性皮膚炎を対象とした開発においては第Ⅲ相臨床試験終了後、国内での上市に至った際には販売提携先からの売上高の一定の対価の受領、椎間板性腰痛症を対象とした開発においては、米国第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験終了後の提携先確保により、それぞれ当社の収益構造を改善する要因となることが期待されます。詳細は、上記Ⅱ. 2. ③[アトピー性皮膚炎領域] (d) 「軟膏製剤での第Ⅲ相臨床試験実施の決定」及び[椎間板性腰痛症領域] (d) 「米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施の決定」をご参照ください。

(企業行動規範上の手続き)

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

本プログラムにおける一連の第三者割当増資は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
連結売上高	243百万円	444百万円	491百万円
連結営業損失(△)	△2,100百万円	△1,785百万円	△1,363百万円
連結経常損失(△)	△1,791百万円	△1,716百万円	△1,383百万円
連結当期純損失(△)	△1,815百万円	△1,708百万円	△1,409百万円
1株当たり連結当期純損失(△)	△74.61円	△67.67円	△46.91円
1株当たり配当金	-円	-円	-円
1株当たり連結純資産	125.84円	60.32円	107.86円

(注) 上記の1株当たり連結当期純損失及び1株当たり連結純資産は、平成25年5月21日開催の取締役会に基づいて平成25年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で行われた株式分割(以下「平成25年7月株式分割」といいます。)及び平成25年11月18日開催の取締役会に基づいて平成26年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で行われた株式分割(以下「平成26年1月株式分割」といいます。)調整後の価額を遡及して算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成26年12月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	53,544,361株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	217,000株	0.4%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-

(注) 上記潜在株式数は、当社役職員向けのストックオプションに係る潜在株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
始 値	189.1円	229.3円	523.1円
高 値	429.4円	1,589.7円	635.9円
安 値	104.0円	181.9円	232.0円
終 値	226.8円	523.1円	370.0円

(注) 上記に表示された株価すべて、平成25年7月株式分割、平成26年1月株式分割及び平成26年7月31日を割当基準日とする平成26年7月新株予約権無償割当調整後の価額を遡及して表示しております。

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

② 最近6か月間の状況

	平成26年 9月	平成26年 10月	平成26年 11月	平成26年 12月	平成27年 1月	平成27年 2月
始 値	343円	292円	285円	331円	376円	322円
高 値	350円	323円	399円	385円	438円	335円
安 値	288円	232円	283円	301円	319円	294円
終 値	292円	284円	334円	370円	323円	320円

③ 発行決議日の前営業日における株価

	平成27年3月19日現在
始 値	298円
高 値	299円
安 値	295円
終 値	299円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

・第三者割当増資

払込期日	平成24年6月15日
調達資金の額	198,485,304円（差引手取概算額）
発行価額	34,168円
募集時における発行済株式数	122,333株
当該募集による発行株式数	5,853株
募集後における発行株式数	128,186株
割当先	塩野義製薬株式会社
発行時における当初の資金用途	NF-κBデコイオリゴの医薬品開発を進めるための研究開発投資として充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成24年12月期に70,025,000円、平成25年12月期に128,460,304円を充当する予定です。
現時点における資金の充当状況	平成24年6月～12月までに53,360千円、平成25年1月～12月までに145,125千円の計198,485千円をNF-κBデコイオリゴの医薬品開発に充当しております。

・第三者割当増資

払込期日	平成25年3月11日
調達資金の額	370,910,160円（差引手取概算額）
発行価額	73,190円
募集時における発行済株式数	143,569株

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

当該募集による発行株式数	5,464株
募集後における発行株式数	149,033株
割当先	A-1 合同会社、株式会社夢真ホールディングス、株式会社夢テクノロジー
発行時における当初の資金使途	HGF遺伝子治療薬の国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するための初期費用に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成25年12月期に全額使用する予定です。
現時点における資金の充当状況	これまでに、371百万円をHGF遺伝子治療薬の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するための治験薬製造関連費用やCROによる事前の施設選定作業のための費用等に充当しております。

・第三者割当による第24回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行

割当日	平成25年5月20日
発行新株予約権数	20,000個
発行価額	新株予約権1個につき1,345円（総額26,900,000円）
発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額）	5,098,900,000円（差引手取概算額：5,083,900,000円） （内訳） 新株予約権発行分：26,900,000円 新株予約権行使分：5,072,000,000円
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社
募集時における発行済株式数	149,038株
当該募集による潜在株式数	20,000株（平成25年7月株式分割に伴う調整により40,000株に増加）
現時点における行使状況	7,300個の新株予約権が行使済です。また、平成25年10月15日現在において残存する新株予約権の全部を同日付で取得のうえ消却しました。
現時点における調達した資金の額 （差引手取概算額）	約1,989百万円（差引手取概算額）
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、HGF遺伝子治療薬の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の実施及び完了までに必要と見込まれる費用に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成25年から平成30年まで
現時点における資金の充当状況	約1,989百万円（差引手取概算額）を調達しております。これまでに、1,989百万円をHGF遺伝子治療薬の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するためのCROによる事前の施設選定作業、契約一時金等の費用及び国際共同第Ⅲ相臨床試験費用等に充当しております。

・第三者割当による第25回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行

割当日	平成25年10月18日
発行新株予約権数	50,000個
発行価額	新株予約権1個につき450円（総額22,500,000円）

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	4,157,500,000円(差引手取概算額:4,128,800,000円) (内訳) 新株予約権発行分:22,500,000円 新株予約権行使分:4,135,000,000円
割当先	UBS AG London Branch
募集時における発行済株式数	312,676株
当該募集による潜在株式数	50,000株(平成26年1月株式分割に伴う調整により5,000,000株に増加)
現時点における行使状況	すべて未行使です。また、第25回新株予約権の全部を平成26年8月6日付で取得のうえ消却しました。
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	すべて未行使のため、該当事項はありません。
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、HGF遺伝子治療薬の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の実施及び完了までに必要と見込まれる費用に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成25年から平成30年まで
現時点における資金の充当状況	すべて未行使のため、該当事項はありません。

・第三者割当増資

払込期日	平成26年4月14日
調達資金の額	490,972,000円(差引手取概算額)
発行価額	440円
募集時における発行済株式数	31,267,600株
当該募集による発行株式数	1,136,300株
募集後における発行株式数	32,403,900株
割当先	フォレストフィールド1号投資事業有限責任組合
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、海外ですでに開発・販売されているオーファンドラッグを国内に導入するための費用の一部に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成26年5月から平成29年9月まで
現時点における資金の充当状況	これまでに、主に前臨床試験の費用として116百万円をオーファンドラッグ導入のための初期費用に充当しております。未充当の額は、375百万円であり、支出予定時期に変更はありません。

・ライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当)による第26回新株予約権の発行

発行期日	平成26年8月1日
発行新株予約権数	32,403,900個
発行価額	新株予約権1個につき288円

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	9,332,323,200円 (差引手取概算額 : 9,134,323,200円) (内訳) 新株予約権発行分 0円 新株予約権行使分 9,332,323,200円
割当先	平成26年7月31日現在当社普通株式を保有する当社以外の株主
発行時における発行済株式数	32,403,900株
発行時における潜在株式数	32,403,900株
現時点における行使状況	21,140,461株 なお、当社第26回新株予約権の権利行使期間は平成26年9月30日をもって終了し、行使されなかった新株予約権はすべて失権(消滅)したため、現時点における潜在株式数は0株です。
現時点における調達した資金の額	6,088,452,768円 (差引手取金概算額 : 5,945,000,000円)
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、HGF遺伝子治療薬の国際共同第Ⅲ相臨床試験に関する費用と、当該費用の支払いが行われる時期の当社の運営費用に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成26年9月から平成31年5月まで
現時点における資金の充当状況	これまでに、296百万円をHGF遺伝子治療薬の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の費用と当社の運営費用に充当しております。未充当の額は、5,649百万円であり、支出予定時期に変更はありません。

10. 発行要項

第1回割当

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1. 発行する株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 発行新株式数 | 1,250,000株 |
| 3. 発行価額 | 1株につき275円 |
| 4. 発行価額の総額 | 343,750,000円 |
| 5. 資本組入額 | 1株につき137.5円 |
| 6. 申込期日 | 平成27年4月6日 |
| 7. 払込期日 | 平成27年4月6日 |
| 8. 割当予定先及び株式数 | EVO FUND 1,250,000株 |

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

9. 新株式の継続所有等の取決めに関する事項 割当予定先との間において、割当新株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。
ただし、当社は、割当予定先から、割当予定先が発行日より2年以内に本株式（第1回割当）の全部若しくは一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

10. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

第2回割当

- | | |
|------------------------|--|
| 1. 発行する株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 発行新株式数 | 1,750,000株 |
| 3. 発行価額 | 未定 |
| 4. 発行価額の総額 | 未定 |
| 5. 資本組入額 | 未定 |
| 6. 申込期日 | 平成27年4月23日 |
| 7. 払込期日 | 平成27年4月23日 |
| 8. 割当予定先及び株式数 | EVO FUND 1,750,000株 |
| 9. 新株式の継続所有等の取決めに関する事項 | 割当予定先との間において、割当新株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。
ただし、当社は、割当予定先から、割当予定先が発行日より2年以内に本株式（第2回割当）の全部若しくは一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。 |

10. 割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(注1) 本株式（第2回割当）1株あたりの発行価額は、平成27年4月6日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）に92%を乗じた金額（小数点以下四捨五入）とする予定です。

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

- (注2) 第2回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合、又は当社が、第2回割当に係る割当決議日(同日を含まない。)の3取引日前の日までに割当予定先に第2回割当を行わないことを通知した場合には、当社は、第2回割当に係る割当決議を行わず、その時点で第2回割当に係る第三者割当増資についての有価証券届出書を取下げます。
- (注3) 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。(また、この場合には、申込期日も変更されることとなります。)。かかる場合には、第2回割当に係る有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。

第3回割当

- | | | |
|-----|----------------------------------|--|
| 1. | 発行する株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. | 発行新株式数 | 1,750,000株 |
| 3. | 発行価額 | 未定 |
| 4. | 発行価額の総額 | 未定 |
| 5. | 資本組入額 | 未定 |
| 6. | 申込期日 | 平成27年5月11日 |
| 7. | 払込期日 | 平成27年5月11日 |
| 8. | 割当予定先及び株式数 | EVO FUND 1,750,000株 |
| 9. | 新株式の継続所有等の取決めに関する事項 | 割当予定先との間において、割当新株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。
ただし、当社は、割当予定先から、割当予定先が発行日より2年以内に本株式(第3回割当)の全部若しくは一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。 |
| 10. | 割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

(注1) 本株式(第3回割当)1株あたりの発行価額は、平成27年4月23日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)に92%を乗じた金額(小数点以下四捨五入)とする予定です。

(注2) 第3回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合、又は当社が、第3回割当に係る割当決議日(同日を含まない。)の3取引日前の日までに割当予定先に第3回割当を行わないことを通知した場合には、当社は、第3回割当に係る割当決議を行

わず、その時点で第3回割当に係る第三者割当増資についての有価証券届出書を取下げます。

- (注3) 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。(また、この場合には、申込期日も変更されることとなります。)。かかる場合には、第3回割当に係る有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。

第4回割当

- | | |
|------------------------|--|
| 1. 発行する株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 発行新株式数 | 1,750,000株 |
| 3. 発行価額 | 未定 |
| 4. 発行価額の総額 | 未定 |
| 5. 資本組入額 | 未定 |
| 6. 申込期日 | 平成27年5月28日 |
| 7. 払込期日 | 平成27年5月28日 |
| 8. 割当予定先及び株式数 | EVO FUND 1,750,000株 |
| 9. 新株式の継続所有等の取決めに関する事項 | 割当予定先との間において、割当新株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。
ただし、当社は、割当予定先から、割当予定先が発行日より2年以内に本株式(第4回割当)の全部若しくは一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。 |
10. 割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

- (注1) 本株式(第4回割当)1株あたりの発行価額は、平成27年5月11日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)に92%を乗じた金額(小数点以下四捨五入)とする予定です。

- (注2) 第4回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合、又は当社が、第4回割当に係る割当決議日(同日を含まない。)の3取引日前の日までに割当予定先に第4回割当を行わないことを通知した場合には、当社は、第4回割当に係る割当決議を行わず、その時点で第4回割当に係る第三者割当増資についての有価証券届出書を取下げます。

- (注3) 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。(また、この場合には、申込期日も変更されることとなります。)。かかる場合には、

本報道発表文は、当社による株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

第4回割当に係る有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。

第5回割当

- | | | |
|-----|----------------------------------|--|
| 1. | 発行する株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. | 発行新株式数 | 1,750,000株 |
| 3. | 発行価額 | 未定 |
| 4. | 発行価額の総額 | 未定 |
| 5. | 資本組入額 | 未定 |
| 6. | 申込期日 | 平成27年6月15日 |
| 7. | 払込期日 | 平成27年6月15日 |
| 8. | 割当予定先及び株式数 | EVO FUND 1,750,000株 |
| 9. | 新株式の継続所有等の取決めに関する事項 | 割当予定先との間において、割当新株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。
ただし、当社は、割当予定先から、割当予定先が発行日より2年以内に本株式（第5回割当）の全部若しくは一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。 |
| 10. | 割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

(注1) 本株式（第5回割当）1株あたりの発行価額は、平成27年5月28日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）に92%を乗じた金額（小数点以下四捨五入）とする予定です。

(注2) 第5回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合、又は当社が、第5回割当に係る割当決議日（同日を含まない。）の3取引日前の日までに割当予定先に第5回割当を行わないことを通知した場合には、当社は、第5回割当に係る割当決議を行わず、その時点で第5回割当に係る第三者割当増資についての有価証券届出書を取下げます。

(注3) 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。（また、この場合には、申込期日も変更されることとなります。）。かかる場合には、第5回割当に係る有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。

第6回割当

- | | |
|--------------------------------------|--|
| 1. 発行する株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 発行新株式数 | 1,750,000株 |
| 3. 発行価額 | 未定 |
| 4. 発行価額の総額 | 未定 |
| 5. 資本組入額 | 未定 |
| 6. 申込期日 | 平成27年7月2日 |
| 7. 払込期日 | 平成27年7月2日 |
| 8. 割当予定先及び株式数 | EVO FUND 1,750,000株 |
| 9. 新株式の継続所有等の取決めに関する事項 | 割当予定先との間において、割当新株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。
ただし、当社は、割当予定先から、割当予定先が発行日より2年以内に本株式（第6回割当）の全部若しくは一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。 |
| 10. 割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

(注1) 本株式（第6回割当）1株あたりの発行価額は、平成27年6月15日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）に92%を乗じた金額（小数点以下四捨五入）とする予定です。

(注2) 第6回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合、又は当社が、第6回割当に係る割当決議日（同日を含まない。）の3取引日前の日までに割当予定先に第6回割当を行わないことを通知した場合には、当社は、第6回割当に係る割当決議を行わず、その時点で第6回割当に係る第三者割当増資についての有価証券届出書を取下げます。

(注3) 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。（また、この場合には、申込期日も変更されることとなります。）。かかる場合には、第6回割当に係る有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。

以 上